

介護保険短期入所サービス特例利用事務取扱について

(要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超える場合)

雲南広域連合 介護保険課
(管理給付係)

1 趣旨

介護保険指定居宅介護支援等の、事業の人員及び運営に関する基準第13条第20項に規定する短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用日数について「利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えてはならない。」とされています。

短期入所サービスについては、利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであることや、短期入所サービス専用のベッドに限りがあることにより、出来得る限り、認定有効期間のおおむね半数を超えない範囲で居宅サービス計画の作成に努めるものとされています。

しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、利用者の心身の状況等を勘案した際には、困難な事例も想定されるため、短期入所サービスの弾力的運用を図り、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用することができるよう必要な事項を定めました。

2 認定有効期間のおおむね半数の定義と算出方法

認定有効期間のおおむね半数の定義は次の算出方法により、認定有効期間の半数に1.15を掛けた値(小数点以下は切捨て)とします。

認定有効期間が48ヶ月の場合 $1460 \div 2 \times 1.15 = 839$ 日

認定有効期間が36ヶ月の場合 $1095 \div 2 \times 1.15 = 629$ 日

認定有効期間が24ヶ月の場合 $730 \div 2 \times 1.15 = 419$ 日

認定有効期間が12ヶ月の場合 $365 \div 2 \times 1.15 = 209$ 日

認定有効期間が6ヶ月の場合 $365 \div 4 \times 1.15 = 104$ 日

認定有効期間が3ヶ月の場合 $365 \div 8 \times 1.15 = 52$ 日

(1年を365日とする)

上記の認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用する場合は、事前承認申請書を提出して頂きます。ただし、支給限度日数及び支給限度基準額を超えて利用者が全額自己負担した短期入所サービスの日数については、おおむね半数の範囲には含みません。

3 対象者

- (1) 同居している家族等が高齢、疾病であること等を理由として十分な介護を受けることが出来ない場合
- (2) その他やむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることが出来ないと広域連合が認める場合

4 対象者の事前承認申請

別紙「短期入所サービス利用事前承認申請書」を各市町介護保険窓口に、認定有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる1ヶ月前に提出してください。

5 対象者の確認及び承認

雲南広域連合は申請を受理した時は、その内容について確認を行い、承認・不承認の決定を行い「利用承認（不承認）決定通知書」を送付します。

6 その他

この申請は平成17年6月サービス分からお願い致します。